

この書類を提出すると、自動車税、自動車取得税の還付金は受任者に支払われます。よくお読みください。

県税還付金の受領に関する委任状(自動車税・自動車取得税用)

岩手県 広域振興局長 様 平成 年 月 日

【委任者】(納税義務者)

住所 (所在地)	(〒 -)		
フリガナ			
氏名 (名称)	印		
電話番号 (日中の連絡先)	-	-	担当者 (法人の場合)

私(委任者)は、下記県税還付金の受領に関する一切の権限を受任者へ委任します。
なお、下記県税還付金の全部または一部が未納の徴収金(県税等)に充当される場合、岩手県が受任者に対して当該未納の徴収金について説明することを承諾します。

税目・年度	(税 目) 自動車税・自動車取得税				(年 度) 平成 年度			
自動車の登録番号	岩	岩手	盛岡	平泉		(かな)		
納付日	平成 年 月 日	還付事由		抹消登録・重複納付 その他()				
		還付事由発生日		平成 年 月 日				

【受任者】(県税還付金を受け取る者)

住所 (所在地)	(〒 -)										
フリガナ											
氏名 (名称)											
電話番号 (日中の連絡先)	-				-		担当者 (法人の場合)				
受任者の受領口座	金融機関名 及び 支店名		銀行・金庫 組合・農協 ()							本店(所) 支店(所) 出張所	
	口座種別	普通 当座 その他()	口座番号								
	口座名義(カタカナ)										

- 確認書類
- 次のいずれかの書類を添付又は提示してください。
なお、委任者本人がこの委任状を広域振興局の県税窓口にて持参して提出する場合、添付又は提示を省略することができます(運転免許証等により本人確認できる場合に限り)。
① 還付対象自動車税の領収証書(写し可)
② 還付対象自動車の自動車税・自動車取得税納税確認証(写し可)
③ 委任者欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書(写し可)
④ 委任者の運転免許証等の身分証明書(写し可)
 - 還付対象自動車税に係る自動車の抹消登録が確認できる登録識別情報等通知書(写し可)をお持ちの場合、1の書類と併せて添付又は提示してください。
 - 氏名・現住所が納税通知書の内容と異なる場合、住民票等異動経過の分かる書類(写し可)を添付又は提示してください。
- ◆ 注意事項
- 委任者が自ら記入、押印してください。
 - 記入漏れや押印の不備等がある場合、取り扱いできないことがあります。
 - 委任者に未納の徴収金がある場合、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当し、受任者に還付できないことがあります。
 - 還付金に対して差押等の強制処分がされた場合、受任者に還付できないことがあります。
 - この委任状は、還付事由が発生した日から、翌月の10日までに提出してください。

